

# 民間放送業における放送倫理

## —専門職倫理からの一考察—

那須 恵太郎

### 要 旨

現代の企業では仕事が専門領域に細分化した結果、さまざまな専門職種が企業内に存在している。これらは企業内専門職として広く認知され、当該業務自体に高い自立・自律性が要求されている。しかしながら所属企業での経済的競争、職能と公共的社会との関わり、個人的な立場や役割における葛藤や曖昧さ、過重な負担や責任など、企業内専門職は多様な圧力に日々さらされている。また専門職倫理綱領の適用と推進においても、企業倫理とのジレンマに直面し、常に困難な状況にある。

本論は以上の問題意識の元、専門職倫理と企業倫理とのジレンマに着目し、「民間放送事業者における放送倫理」を事例に課題を考察する。

## I はじめに

産業の発展や進化に伴い、営む事業も多岐に渡るようになるにつれ、仕事も細分化する。こうした流れは放送業界でも同じである。放送業界では放送技術の発展と事業の多角化が進むに従って、仕事が細分化された。そしてそれぞれの業務を受け持つ専門職人材が増えていくものの、専門職の地位の源泉となる倫理綱領が、専門職が増える度に新たに作成されたという話は聞こえてこない。そこにあるのはただひとつ、「放送倫理基本綱領」（以下、放送倫理と略す）のみである。放送倫理は放送業界に勤める従業員だけでなく、経営者も含めて遵守すべきものとして制定されたものだ。しかし放送業界においてはその制定後も報道での公平性・中立性の問題や、情報番組や報道における誤報やねつ造、バラエティ番組での虚偽演出の取り扱いなど、不祥事が後を絶っていない。こうした状況では、放送倫理が放送業界の専門職人材の倫理綱領として十分に機能していないといえよう。

これより本論は、現代の専門職が抱える倫理綱領の機能不全に関する問題について、民間放送事業者における放送倫理を研究対象とし、既存の先行研究の論点を整理することで、

専門職倫理綱領を所属企業で適用させる際の課題を抽出することを目的とする。

## II 放送倫理基本綱領の現状

本論では民間放送事業者における放送倫理を研究対象とするが、その理由を以下に述べる。民間放送事業者における企業内専門職には、次の四つの特徴が挙げられる。

- ①民間放送事業者の企業内専門職は大半が企業との雇用・被雇用の関係にあること。
- ②社会的公共性が高い企業内専門職であり、またその一般的な認知もあること。
- ③ジャーナリストのように、歴史的に古くから存在する専門職がいること。
- ④独自の専門職倫理綱領を備えていること。

こうした企業内専門職としての特徴があるにも関わらず、民間放送事業者全体では放送倫理に抵触する違反事例が平均すると年に3件<sup>1</sup>ほど公表されている。公表数から見れば、実際には未然に終わったものや認知されていないものがまだまだあるだろう。こうした状況は民間放送事業者で専門職倫理綱領が機能不全に陥っていることの表れだと推察されることから、これらのジレンマの原因を明らかにしていきたい。

### 1 放送倫理基本綱領の制定の経緯

放送倫理が制定されたのは1996年。民間の地上波テレビ放送が事業を開始したのは1953年であり、放送倫理の制定は比較的新しい出来事である。この倫理綱領の制定の直接的な原因は、1990年代に放送業界で多発した不祥事による。例示すると、オウム真理教による坂本弁護士殺害事件の引き金となった、TBSで発生した番組担当者による取材VTRテープの漏洩<sup>2</sup>や、テレビ朝日の椿取締役報道局長（当時）によるいわゆる「椿発

---

1 2022年4月25日時点、BPOホームページ「放送倫理検証委員会 委員会決定」より集計した。  
[https://www.bpo.gr.jp/?page\\_id=806&meta\\_key=2021](https://www.bpo.gr.jp/?page_id=806&meta_key=2021)

2 1989年10月26日、TBS番組『3時にあいましょう』武市功・担当ディレクターがインタビューした坂本堤弁護士の未放送取材テープを、多良寛則・総合プロデューサーが個別判断でオウム真理教（当時）の幹部に見せた。この内容から「オウム真理教被害者の会」発起人である坂本弁護士の被害者弁護方針がオウム真理教にとって対抗する存在だということが明確になる。その後、10月31日にオウム真理教幹部3人が強引に同弁護士事務所を訪れ交渉するが、決裂。11月4日には同弁護士が殺害されるに至った事件。その後1995年11月に東京地検がTBSを訪れ関係者への事情徴収を実施したことで、同社で社内調査委員会が発足され、検証が行われた。1996年3月によりやく同社が取材テープを放送前に見せたことを認め、武市・多良氏が懲戒解雇、磯崎洋三社長（当時）が引責辞任の処分とされた。放送の公共性と信頼性を大きく失墜させる結果となった（原口1998, 14-17頁, 110-112頁）。

言事件」<sup>3</sup>などが挙げられる。放送局の根幹である「信頼」を打ち壊すようなこれらの出来事が続いたことで、公的規制を受ける可能性が高まったことから、放送業界が自らを律して信頼を回復するために、倫理綱領を自ら制定することになった。

新聞や雑誌等を含めた日本のメディア産業において倫理綱領の導入が始まったのは、第二次世界大戦後である。ポツダム宣言後のGHQによる「プレスコード」の発布から戦後の日本の「言論・表現の自由」は始まるのだが、GHQによる枠組みの中で特にマッカーサー元帥の希望として、日本新聞協会の設立と新聞倫理綱領の確立が示された。これを受けて1946年に日本新聞協会が設立され、翌年の1947年に新聞倫理綱領が制定された。新聞倫理綱領には二つの特徴がある。第一にGHQの占領方針を前面に出し、細部の記述は当時のGHQ新聞課インデボン課長が指示したこと。第二に全米新聞編集者協会が1923年に制定した「倫理綱領 (Canons of Journalism)」の大枠を踏襲したこと<sup>4</sup>、である。新聞倫理綱領は、いわば民主主義的価値観の普及の手段として、アメリカの占領統治施策の一環として日本にもたらされたものだと言えよう。その後、日本でも民間放送が1951年にラジオから開局することになるが、放送業界に対して倫理綱領はこの時すぐに導入されなかった。開局済みの日本放送協会（以下、NHKと略す）にだけに適用されていた放送法第三条の二の番組編集準則<sup>5</sup>が、民間放送にも「準用」されることになったためである<sup>6</sup>。当時、放送は電波という貴重な天然資源を利用して幅広い影響力を与えるものと考えられていたため、その内容に関しては法律により規制されることとなった。対して新聞は独立した事業主の経営の元、所属業界の倫理綱領による自律した運用を目指したことから、自主・自律的な規定によるシステムだと言える。

その後、UHF<sup>7</sup>という初期のテレビ放送と異なる帯域の電波の活用によりチャンネル数の拡大が可能となり、1970年代から放送局の設置数が飛躍的に増加する。地方におい

---

3 1993年10月13日、テレビ朝日の椿貞良取締役報道局長（当時）が日本民間放送連盟の内部会合で「非自民政権が生まれるよう報道せよと指示した」などと発言した、と産経新聞から報道されたことを契機に、椿氏は取締役と報道局長を解任され、国会へ証人喚問を受けた。選挙報道における政治的公平が問われた事件（原口 1998, 175-176頁）。

4 経緯については、渡辺 2004b, 42-43頁を参照。

5 番組編集準則とは放送法第三条「放送番組の編集の自由」を実施する際、放送局側が自主自律的に守るべき基準のこと。「公安および善良な風俗を害しないこと」「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないですること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」の四つ。放送事業者の自律のための倫理規定として扱われている。

6 経緯については、鈴木 2017, 増40頁を参照。番組編集準則は1988年の改正で「通則」に移され、民間放送にも「適用」されることになる（鈴木 2014, 16頁）。

7 Ultra High Frequency. 極超短波を指す。旧来のVHFと比べて周波数帯が高いため、大量の情報を送ることに向いている。

ては1971年に青森県で日本初の地域情報番組が始まる<sup>8</sup>など、地域の情報や報道への関心の高まりが見られ始めた。ジャーナリズムへの理論的な枠組みは、戦後に大学で新設された新聞学部<sup>9</sup>での学生向けの教育と並行して、社会人向けに「講座」形式の書籍を通じて広げられていった<sup>10</sup>。放送においても1972年のあさま山荘事件の生中継で放送報道への注目が集まったこともあり、ジャーナリズムへの気運が高まる。1975年にはいわゆる腸捻転<sup>11</sup>が解消され、現在の地上波テレビ放送体制の基礎が構築される。その後1999年に現在の「NHKと、民間放送5系列114社、独立系放送局13社」の体制が確立した。

主として1970年代から1990年代の20年間に地上波テレビ放送の開局とその影響力が全国へ拡張していったが、これには良い影響も悪い影響もあった。良い面はドラマ、バラエティといったエンターテインメントの普及であり、視聴者の生活を楽しく豊かにする文化や娯楽の提供が増え、情報番組を通じた地域情報発信への貢献度がさらに高まったことなどが挙げられる。しかし負の側面としては、バラエティ番組における「やらせ」問題や、情報番組や報道における誤報、ねつ造、そしてそれらが起因となる人権侵害などが挙げられよう。しかし1990年代初め頃まで、当時の旧郵政省は放送事業者の自立の尊重という放送法の立法趣旨を踏まえて、行政処分を行うという公的規制には慎重な姿勢を取っていた。一方で、放送事業者で働くジャーナリストには「権力の監視」という専門職としての役割があることから、公的機関とは一定の距離を置いた上で自主・自律的に業務を遂行できる必要があった。

ところが1993年の椿発言事件から旧郵政省の姿勢が一転した。鈴木(2014)によると「1993年の椿発言事件の際、旧郵政省から、放送事業者が政治的公平の規定に違反した場合に大臣が無線局の運用停止を行うことができるという見解が示された。その後は繰り返し、番組編集準則の観点から番組内容が問題視され、総務省による行政指導が行われてきた」<sup>12</sup>と述べる。日本では1952年に電波管理委員会が廃止されて以降、放送のための免許の付与は大臣の権限となり、大臣はその権限を通じて放送に対する監督を行ってきた。

8 1970年4月1日に青森放送で始まった「RABニュース・レーダー」という番組である。

9 具体的な学校名は、塚本 2010, 107-108 頁を参照。

10 具体的な書籍は、山田 2021, 81 頁を参照。

11 民放テレビのニュースネットワークの一部について、資本との不一致が見られた現象を指す。具体的には、当初はTBSが朝日放送、日本教育テレビ(現 テレビ朝日)が毎日放送との間でニュースネットワークが組まれていたが、調整を経て1974年11月、関係テレビ4局(日本教育テレビ・TBS・朝日放送・毎日放送)の間で合意が成立。1975年4月から、TBS=毎日放送、日本教育テレビ=朝日放送の、株主である新聞の資本と一致したネットワーク関係が確立した。

12 鈴木 2014, 16 頁。

椿事件の顛末は「大臣が放送事業者を監督する」という日本特有の仕組みの一定の限界を示しており、言論機関である放送事業者の「国家からの自由」の確保は、放送事業者側の自主・自立的な行動によって確保されなければならない事態となった。これを受けて放送事業者は自主・自立・自律して事業を継続していく上で必要な行動を対外的に示す必要が生じ、法的な枠組みとは別に自主・自立・自律を促す倫理綱領の作成が進められ、1996年に「放送倫理基本綱領」として制定されたのである。放送倫理は現在、NHK、民間放送がともに遵守すべき倫理綱領として存在し、活用されている。

## 2 第三者機関における放送倫理基本綱領の適用の現状

放送倫理が実際に放送事業者の活動の中で遵守されているかどうかを審議することは、第三者機関に委ねられている。この機関は2003年に設置された「放送倫理・番組向上機構」（以下、BPOと略す）である。BPOは視聴者から寄せられた放送への苦情や放送倫理上の問題に対して、自主的に独立した第三者機関としての立場から迅速に対応することを目的として組織された。BPOでは現在、放送局が言論と表現の自由を確保しつつ、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与するための活動を行っている。

ここで、視聴者が苦情を放送局へ寄せる際のフローを確認する。視聴者が放送内容や取材対応について苦情を述べたい場合、最初に当該放送局へ電話またはeメールにて申し立てを行う。そこで放送局から受ける見解や内容の説明について合意が得られない場合、視聴者はBPOへ連絡をする。つまり、BPOは二つ目の階層として視聴者対応を受け持つという立場になる。BPOでは苦情申立人からの意見や事案を、その内容に応じて各委員会へ分類する。例えば放送倫理検証委員会では、より選別された意見の中から問題事例に対して放送倫理上問題があったか否かを調査・審理して「勧告」または「見解」を出す。場合によっては、再発防止案の提出を放送局に求める。放送局側が遵守事項として求められることは、委員会の調査に協力すること、委員会の「要望」や「見解」を尊重すること、「勧告」を遵守し実行すること、再発防止策の提出、審理結果を視聴者へ周知させるために相当な時間帯・内容の放送を行うこと、であり、これらを欠けることなく対応する必要がある。これまでに「問題がある」と指摘された番組などの事例について、放送倫理検証委員会が調査し、審議・審理した結果をまとめた「委員会決定」は42が公表され<sup>13</sup>、そ

13 2022年3月14日時点、BPO ホームページで公開されている情報より。

[https://www.bpo.gr.jp/?page\\_id=3707](https://www.bpo.gr.jp/?page_id=3707)

の内容は BPO ホームページで掲載されている。

### 3 放送倫理基本綱領の位置付け

放送局が倫理性を維持するための基準には、二つのタイプが存在する。ひとつは法律で義務付けられている「法定システム」。あとひとつは、業界団体および企業ごとのルールとなる「自主システム」である。

「法定システム」では、放送法で明文化された条項よりその基準が規定されている。まず放送法による明文化された「放送の目的」「放送番組編集の自由」「放送番組編集基準」が最初の層を成す。その下位に、各社が法的義務として制定する「番組基準」、その担保組織として各社に設置される「番組審議会」が存在する。

他方では、倫理綱領の多層化による「自主システム」も構成されている。まず「放送倫理」は NHK、民間放送事業者の両者に共通した自主的な倫理規範の最高位に位置づけられた精神的な規範である。次に、各放送局では独自に「放送基準」を設けることを放送法第五条「番組基準」が規定しているが、民放の場合は業界団体の日本民間放送連盟<sup>14</sup>が定めた「放送基準」に各社の番組基準を準拠させることがほとんどである。その下位に、個々の企業が制定したガイドラインが存在する。これらの関係性を、図 1 で示す。

図 1 放送局の倫理性を維持するための「法定システム」と「自主システム」構造

	法定システム (NHK、民間放送とも)		自主システム	民間放送	NHK
	↑ 上位	放送法	「放送の目的(第一条)」 「放送番組編集の自由 (第三条)」 「放送番組編集基準 (第四条)」	業種制定倫理	放送倫理基本綱領
↓ 下位	法的義務	各社の「番組基準 (第五条)」	業界制定倫理 (規範)	民放連 放送基準 民放連 報道指針	日本放送協会 番組基準
	担保組織	各社の「番組審議会 (第六条)」	組織制定倫理	各社のガイドライン	各部門のガイドライン

(花田 1997, 146 頁の記述を元に筆者作成)。

これらから分かるように、放送局の倫理性は、「法定システム」と「自主システム」の、少なくともそれぞれが三層構造を備える二つのシステムにより維持される仕組みが構築さ

14 日本民間放送連盟(民放連)は、基幹放送を行う全国の民間放送事業者を会員とする一般社団法人。地上テレビ、ラジオ事業者など正会員 205 社により構成される。  
<https://j-ba.or.jp/category/aboutus/jba101977> を参照。

れている。この仕組みに基づき、放送事業者は法律を遵守し、放送倫理に則って番組制作や報道、営業、事業、配信などの活動を行うことが、前提となっている。

なお倫理について花田（1997）は、選択の岐路で「善く」行うように働きかけるものとし、「倫理をメディア制度に『埋め込まれたもの』として考えなければならない」<sup>15</sup>と主張している。これより花田（1997）では倫理を義務論として捉えているが、放送倫理とは次節で述べるようにその方針が報道活動としか一致しない。

#### 4 放送倫理基本綱領の適用と課題

放送番組や報道には元々不安定で不確実な要素があり、仕組みで品質<sup>16</sup>を管理することが厳しいなら、品質を担保する根幹は人材の能力であり、人材の倫理性が鍵になる。

放送事業者では社内外での研修を通じた、人材への継続した倫理育成が欠かせない。日本民間放送連盟では「放送倫理手帳」という小冊子を民間放送事業者へ毎年配布し、放送倫理の周知を図っている。各放送事業者の取り組みも多様である。例えば、社内での定期的な放送倫理に関する研修会の開催や、研修を通じて得た教訓をメディア・リテラシー普及の一環として子ども達に広める活動を実施し、さらにはその両方の様子を収めた自主製作映画を公開する<sup>17</sup>など、それぞれに工夫をこらした活動を繰り返している。

また、放送倫理の条文<sup>18</sup>での倫理規範の方針から課題を確認する。倫理規範には「美德」「義務」「効用」「権利」「愛」の五つの方針がある<sup>19</sup>が、放送倫理の基本的な方針は「効用」の原則となる功利主義で書かれている。功利主義では善悪を選択する上で「善がどれだけ促進され、悪がどれだけ抑制されるか」<sup>20</sup>という点を最終的に重要なこととしている。メディアが視聴者に情報を周知する役割については「最大多数への最大幸福」を考える功利主義の目的論的アプローチ<sup>21</sup>が合うであろう。しかし文面を読み進めると、報

15 花田 1997, 158 頁。

16 放送における「品質」には、「質的公正」と「電波の送受信環境」の二面があるが、ここでは「質的公正」を指す。山田(2021)によれば、質的公正は「多様性の確保であり、多角的論点の呈示と相俟っての公正さを求めること」である(山田 2021, 166 頁)。

17 本件は東海テレビによる地域貢献活動と、映画「さよならテレビ」の製作公開の一連を指す。地域貢献活動については、<https://www.tokai-tv.com/csr/chiiki/tour.html> を参照。映画については、<https://sayonara-tv.jp/> を参照。

18 条文はBPO ホームページで公表されている。[https://www.bpo.gr.jp/?page\\_id=1299](https://www.bpo.gr.jp/?page_id=1299)

19 五つの方針の分類は、Christians 2020, p 14-29 を参照。

20 Christians 2020, p 21. を参照。

21 行為の道徳的価値は、その行為が行われた結果との関連においてのみ判断されるべきであって、行為そのものは価値を有するものを手に入れるための手段に過ぎない、という考え (DeGeorge 1995, p. 77)。

道の活動については義務論的アプローチ<sup>22</sup>で書かれているという相違があるほか、放送倫理を遵守する行動における専門職倫理と企業倫理とのジレンマについては、条文を読む限り想定されていない。こうした一貫性の欠如があることを認識した上で、不都合が生じた際どのように対処するのかを日頃から検討しておく必要があるだろう。

倫理が扱うのは人間の行動であることから、「遵守すべき規範」と「実際の行動」を日頃から調整する必要がある。企業や組織においては企業倫理綱領の制定により義務規定を作って倫理性を担保させることが求められるが、人材に対する倫理的な研修も欠かせない。これらを両輪で回せる仕組み作りが重要なポイントとなるだろう。

### Ⅲ 専門職と倫理

#### 1 民間放送事業者における専門職の定義とその変遷

放送局にはさまざまな専門職種が存在する。例示すると、番組制作に関わる人材ではディレクターやプロデューサーなどの番組制作者、報道記者や報道カメラマンといったジャーナリスト、アナウンサー、CGデザイナーやプログラマー、収録スタジオにおけるカメラマンや音声や照明などの映像技術者などが挙げられる。そして放送局は電波法により無線局として位置付けられていることから、電波技術者やシステムエンジニアも雇用している。会計や総務系の人材は一般的な国家資格などを個人で有する場合もある。中でも雇用人数が多いのはジャーナリストと番組制作者であり、これらの人材は一般職としてメンバーシップ型の雇用形態を有する。これらの専門職種のうち、放送局特有で、かつ法的な裏付けのある人材は、電波法に基づく電波技術者と、憲法二十一条に基づくジャーナリストである。

放送局の人材を日本標準職業分類に照合した場合、「専門的・技術的職業従事者」として位置づけられる職種も数多く存在する。ジャーナリストは「専門的・技術的職業従事者」(大分類)の中の「記者、編集者」に位置付けられる。番組制作者は「演出家」、アナウンサーは「他に分類されない専門的職業従事者」、電波や放送スタジオの技術者は「通信機器操作従事者」となる。ただし国際標準職業分類と比較した場合は、一部に差異が生じる。「Professionals (専門職)」に分類されるのはジャーナリスト、番組制作者、アナウンサー、CGデザイナーやプログラマーである。一方で映像技術者や電波技術者は、「Technicians

22 ある行為を正当なものとするのは、その行為の結果ではなくて、その行為そのものが道徳律に合致するという事実である、という考え (DeGeorge 1995, p. 110)。



and Associate Professionals (技術者と準専門職)」の中の技術者という扱いになっている。

従業員の中で多くの数を占める専門職や準専門職の立場を守り、専門職としての職能を各自に発揮して企業に貢献してもらうことは、現在の放送局の経営では欠かせない要素である。ここではジャーナリストを例に、専門職としての社会的地位の確立について歴史を振り返ってみる。その理由は、現在の放送局内の専門職のうち、職業としての発足が一番古いためである。

古来より専門職として社会的に認められてきた職業は、医師、弁護士、聖職者である。「歴史的に観て、中世封建社会において事実上職業は身分と一致していた。職業が明確に身分と区分され独自の社会的意味と機能を持つようになるのは、19世紀以降の近代社会から」<sup>23</sup> だと時井（2002）は述べる。マス・メディアの場合、プレス<sup>24</sup>の社会的機能は16～17世紀のイギリス・テューダーおよびスチュアート王朝の元で、王より人民へ政策を伝える手段として発展した<sup>25</sup>。この後、メディア産業が印刷業者の副次的業務としてではなく、表現の自由を基礎とした職業として、マス・メディアの自由を確立していくための主な闘争は、18世紀に繰り広げられた。ジャーナリストについても、その立場が専門的な職業として確立するのは19世紀である。蒸気機関などによる機械化が新聞の大量印刷と輸送を可能にし、新聞業界の販売競争の激化が始まる。販売数の重視の結果、紙面の内容もイエロー・ジャーナリズム<sup>26</sup>の傾向が助長され、激しい批判と反感や苦情を招く結果になった。19世紀後半、アメリカでジャーナリズムが専門職教育として大学教育に組み込まれたことをきっかけに、プレス側が自らの道徳的墮落を認めたことでジャーナリズムのあり方への改善運動が始まり、この動きが専門職業人化と倫理綱領の制定などへの胎動となる。1910年代から1920年代にかけて州のプレス協会や個々の新聞社で倫理綱領が採択され始め、その流れが1923年、後に日本の新聞倫理綱領にも影響を及ぼすアメ

23 時井 2002, 22 頁。

24 ここで言うプレスとは、「新聞・雑誌・書籍あるいはラジオ・テレビ・映画のいずれかを問わず、民衆に対し、ニュースや意見、心情や信条を伝える一切の手段」であり、「マスオーディエンス（大量の受信者）に届く伝達手段によってニュースや意見などを『発信するもの』（*issuer*）を意味している」（*The Commission on Freedom of the Press*. 1947, p. 121）。以下、本論で「プレス」とカタカナ表記しているものは、この定義に準ずる。

25 経緯については、*Siebert*. F. S. 1953, p. 13 を参照。

26 有名人や芸能人の私生活を暴露することで大衆の人気を集める報道活動を指す。19世紀末のアメリカで大衆紙が販売部数をこの種の報道で大きく伸ばし過当競争に陥り、「プライバシー権」の考え方への発露となった（山田 2021, 132 頁 参照）。

リカ新聞編集者協会の倫理綱領（*Canons of Journalism*）の制定に結実した。こうして「大学において専門職教育がなされ、当該専門職に従事する者の職能団体が設立され、当該団体に所属する者が遵守すべき倫理綱領が制定される、という専門職の三本柱がジャーナリズムにも形成」<sup>27</sup> されたと、塚本（2021）は述べる。

また山田（2021）によれば、ジャーナリストが専門職であることの名残として、古典的な専門職の医師、弁護士、聖職者と同様に「多くの国において法定における証言拒否権が認められている職業と合致しており、日本の民事・刑事裁判の訴訟法にも同様の規定がみられる」<sup>28</sup> ことを挙げている。日本では民事裁判で最高裁が新聞、放送（NHK）、雑誌（月刊誌）の記者に前述の古典的専門職と同等の証言拒否権を認めたことから、日本においてもジャーナリストは専門的職業のひとつだと言えるだろう。

## 2 専門職の定義とその中核的特質

産業の発展に伴い専門職の増加あるいは職業の専門職化が進み、さまざまな分野で研究対象になっているにも関わらず専門職概念は一層の多様化が見られ、研究者の間では一致していない。そして専門職の定義については、類似した概念や用語が周辺に存在していることで混乱を生じている場合もある。竹内（1971）は過去の専門職研究の文献レビューをすることで定義の分類を試みたが、結果としては定まらず「百花繚乱である」<sup>29</sup> という評価に終わった。DeGeorge（1995）によれば、「専門職（*profession*）とプロフェッショナル（*professional*）という二つの語の、言葉の上での混乱を反映したものである」<sup>30</sup> という。そしてDeGeorge（1995）では「プロフェッショナル」という言葉が専門職を表す普通の言葉だとした上で、プロフェッショナルを「他の人々が片手間に報酬なしでアマチュアとして行うことを、本業として相応の技術を持って行い、報酬を受け取る人々のことである」<sup>31</sup> と定義した。そして現代社会における例のひとつとして、ジャーナリストを挙げている。

津村（1987）は、わが国の専門職概念に関する議論が「何をめぐって展開しているか」について着目し、専門職と他の職業を明確に区別する基準として以下の二つの特質を示した。

27 塚本 2021, 24 頁。経緯については塚本 2021, 23-24 頁を参照。

28 山田 2021, 9 頁。

29 経緯については、竹内 1971, 49-50 頁を参照。

30 DeGeorge 1995, p. 587.

31 DeGeorge 1995, p. 588.

①体系的・理論的知識の日常生活への応用。

②愛他的倫理、利他主義、サービス理念といった専門職従事者の職業的態度・意識。

①体系的・理論的知識に基づく専門職の活動で中心に置かれるのが「専門職の職業倫理」であり、この①と②に由来する「職業的自律性」が専門職従事者の中核的特質となる。この二つの基準から津村（1987）は専門職を「その活動が、他から明確に区別される自立（律）的な領域を持つ体系的・理論的知識を基礎に置く職業」<sup>32</sup>と定義した。

専門職が有する高度な知識や技術、歴史的な社会的威信から、専門職には大きな自律性が認められている。そしてその見返りとして、公共の福祉に奉仕すること、高潔な行動基準を設けること、他の人々以上に厳しい規律を課すこと、が要求されてきた。専門職が自らに課した基準は専門職倫理綱領と呼ばれ、専門職の団体によって発表され、施行される<sup>33</sup>。しかし必ずしもそれは雇用者が被雇用者に期待するような、忠誠や服従を表したものではない。山口（2007）は津村（1987）が呈示する基準を踏まえた上で、「専門的見地から意思決定を行い職務を遂行することと、所属組織体の要求との間に相反ないし矛盾・対立が生ずる可能性は否定できない。とりわけ、経済性・効率性を重視せざるを得ない企業に雇用される専門職は、深刻な課題と直面する可能性を持つ」<sup>34</sup>と専門職倫理の侵害の解消が企業倫理の課題であり、そこにジレンマ<sup>35</sup>が存在することを述べる。

専門職と企業との関係におけるジレンマについての研究は、「専門職化と官僚制化」という組織構造に注目して、1960年代から組織論の分野で行われてきた。Hall（1968）の研究では、専門職化の進行と官僚制化の存在の間に比較的小さな負の相関関係が見られ、専門職として重要な属性である「自律性」変数は、五つの官僚制次元との間に「強い負」の逆相関の関係が存在することを示した<sup>36</sup>。官僚制は人材に専門性を持たせないことが一般的なため、官僚制化の進展は専門職の自律性を脅かすことにつながると言える。また、こうした状況について佐藤（1971）は「自律的なプロフェッショナル組織においても、組織運営のためにはしばしば官僚制的要素が必要とされるから、なかなか現実困難である」<sup>37</sup>と、専門職の自律性を企業組織内で確保することの難しさを述べている。

32 津村 1987, 48 頁。

33 経緯は DeGeorge 1995, p. 589-590. を参照。

34 山口 2007, 169 頁。

35 放送事業者でのジレンマの例としては、岩本（2004）、須藤（2007）が挙げられる。

36 Hall 1968, p. 102-103.

37 佐藤 1971, 136-137 頁。

すなわち、高い倫理性が求められている職種が「専門職 (Professional)」ということであるが、果たしてこの認知が社会で広がっているのだろうか。ジレンマの改善には対立の根拠を明確にすることが必要であり、具体的な事例に基づく分析が必要になる。自律性はその中で重要な因子となるであろう。また日本の場合は職業の独立性が低いため、こういう状況下でどのように倫理性を高めていくのかは、大きな課題である。特に放送業界においては専門職が多いにも係わらず、雇用は職能ではなく企業ごとになっている場合が多く、人材の流動性が低い傾向にある。こうした点に大きな課題を残す。

### 3 専門職倫理としての放送倫理基本綱領について、制度上の課題

メディア産業の自立・自律を支える根幹は倫理であるが、放送業界は次に述べるような公的な側面から、規制が広範囲にかかっている。その側面とは、①電波の公的財産性、②電波の有限希少性、③放送効果の衝撃性、という三つの特色<sup>38</sup>である。こと日本においては、「言論機関である放送事業者を大臣が監督するという仕組みには、国家からの自由が十分に担保されていないという憲法上の問題がある」<sup>39</sup>と鈴木 (2014) が指摘するように、放送局は行政府の監督を受けるという立場にあり、「国家からの自由」が確立しているとは制度設計上言いがたい面がある。そして日本と同様に、新聞・放送・雑誌の三媒体の中で公的規制の影響を最も受けやすいのは、どの国でも放送である。

現在 NHK および各民間放送事業者では「放送倫理徹底への取り組み」が行われている。しかしその後も番組情報の捏造事件等の放送倫理違反事例が絶えないことから判断すると、各社において十分に機能しているとはまだ言い難く、研究者からの指摘も多い<sup>40</sup>。放送事業者における専門職従事者は常に外圧にさらされているが、彼らへの外圧からの自立・自律の確保はこれまで以上に重要になる局面が来ている。ただその対応を個人に全て任せるのは負担が重く、日々の業務へのパフォーマンスが下がることも想定される。特に現在は企業内専門職も増えていることから、所属する企業において専門職倫理が円滑に機能する仕組みを検討することも、今後は必要になるだろう。

---

38 清水 2009, 145 頁。

39 鈴木 2014, 16 頁。

40 これらの主な指摘については、丹羽 2004, 299-301 頁、花田 2018, 17 頁、渡辺 2004a, 161 頁を参照。

## IV 放送倫理基本綱領の将来に向けた役割とその拡充

放送倫理が専門職倫理なのか、企業倫理なのか、明確な答えは未だ出せていない。しかし企業での従業員の雇用形態がメンバーシップ型からジョブ型へ移行している現状において、企業と専門職はどのようにそれぞれの倫理性を高めていけば良いのだろうか。

専門職の倫理的な活動と企業経営の両立には、ひとつひとつの決断に含まれる多くの価値観を整理する必要があると考える。そして最終的な意思決定において責任ある決断を下すためには、自分の決断によって影響を受けるのはどのステークホルダーか、そして特に支援する義務があるのはどのステークホルダーなのか、を明確にしなければならない。メディア産業に関わる人々の社会に対する倫理的な義務は非常に重要だが、その責任は規定されていないことが多く、議論の対象になっている。「責任が法に帰結する」という単純な方法での解決ではなく、ニュース、広告、広報、エンターテインメントなどの情報・コミュニケーション・コンテンツ制作活動を通して、メディア産業事業者自身が、社会的責任の自覚と、オーディエンスへの真摯な配慮による説明責任によって倫理的な成果が得られるよう、専門職とメディア産業事業者との間で議論が推し進められていく必要がある。

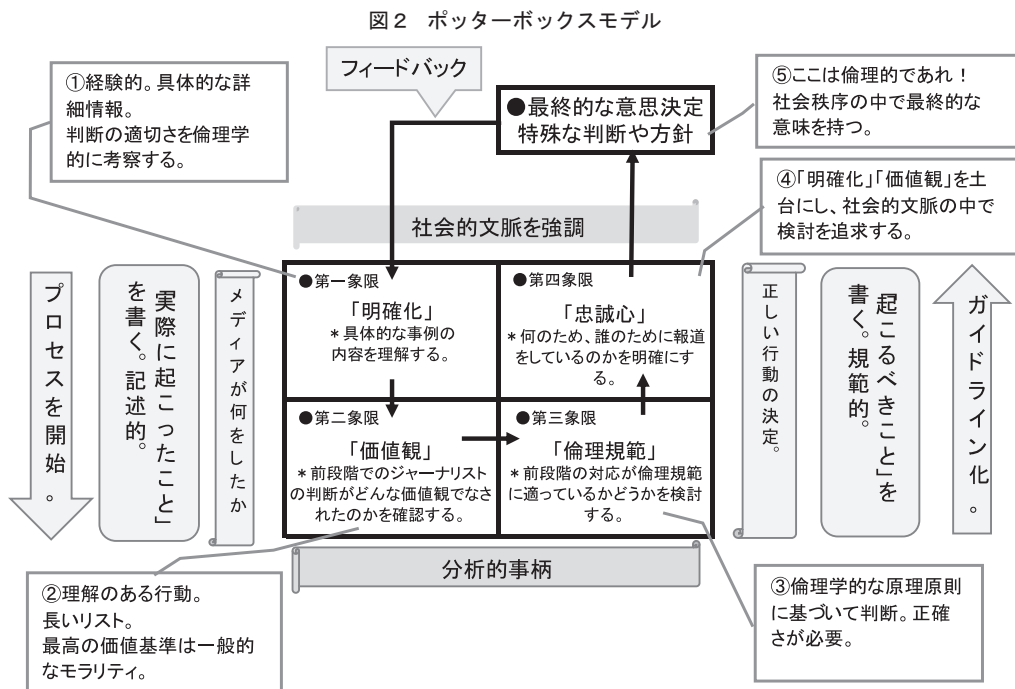
メディア産業の説明責任を解析するツールの中で、倫理規範は世界的に最も広く使用されているもののひとつである。誠実さと正直さを維持するための構造的な概観が倫理規範によってもたらされることで、専門職は倫理的な基準を維持することができる。つまり倫理規範は、さまざまな「すべきこと」と「すべきでないこと」に関連する専門職のためのロードマップとなるもの、といえる。また倫理規範には、より志の高いものもあれば、より規範的なものもあるため、社会に対する自分たちのより大きな義務について、専門職は倫理規範を通じて知ることができる。そして倫理規範は社会の期待を反映するものでもあるため、ジャーナリズムにとっても大変重要である<sup>41</sup>。

これらの議論の整理に幅広く活用されているのが、倫理規範を取り入れたフレームワークである。ここではその例として「ポッターボックスモデル」という循環型モデルを取り上げる。提唱した Christians によれば、このモデルの目的は、分析スキルと倫理感の向

---

41 Babcock. and Freivogel 2015, p. 678 を参照。

上である<sup>42</sup>。このモデルでは、倫理上の問題事例を象限ごとに四つの段階<sup>43</sup>を示したフレームワークで分析を行い、その循環を通じてフィードバックを展開していく。このモデルの狙いについて塚本（2010）は「物事を深く分析して、倫理的判断を単なる現状肯定にしないようにすることと、予想もつかない出来事、あるいは倫理的な価値が対立するような出来事に遭遇した時に、適切な判断ができる感覚を養う」<sup>44</sup> ことと説明する。



(Christians et al. 2009, p 3, 塚本 2010, 69-87 頁の記述に基づき、筆者が作成)。

ポッターボックスでは、各象限での検討課題を丁寧に考えることに並行して、有機的な全体として俯瞰的に全象限を見ていくことで、検討課題が単に事象ごとに孤立した各象限のランダムな集まりではなく、リンクしたシステムであることが、分析の利用者に明示される。ポッターボックスによる四象限の分析を通じて、検討課題へ適用する倫理規範の論理

42 Christians et al. 2020, p. xi. を参照。

43 第一象限では事実を明確化する。第二象限では価値観を明確化する。第三象限では倫理規範または哲学を明確化する。第四象限では忠誠心を選択する。これらを経て得られた分析結果を、最終的な意思決定や特殊な判断や方針を決めることに用いる、というモデル。この最終結果を次の事例へフィードバックし、活用の幅を広げていくように使用する (Christians et al. 2020, p. 7-8)。

44 塚本 2010, 69 頁。

を理解することで、メディア企業の実務者たちは概念的な作業の質を向上できるようになることが期待される。またその結果、長期的には実務者たちによる意思決定や選択の妥当性が高まっていくようになることにつながるだろう。

フレームワークを使った倫理の検討課題の分析について Babcock, and Freivogel (2015) は「メディアの倫理に関する様々な問題を扱うには、ポッターボックスモデルのような一般的な倫理規範を用いたモデルの方がより適切な場合がある」<sup>45</sup>と述べているが、次の二つの理由が考えられる。第一に、メディア産業の専門職にとっての最高の価値基準は、ある一定の役割に特化した原理ではなく、一般的なモラルリティであること<sup>46</sup>。第二に、今日のメディア産業では専門職種と企業経営者の両者ともが主要な構成員として意思決定や選択を求められるため<sup>47</sup>、である。筆者も本フレームワークを用いてケーススタディを実践したが、メディア産業特有の事象を洗い出すことに一般的な倫理規範を用いて検討しても十分に活用でき、問題は無いと感じた。

倫理規範に基づいた意思決定は最終的には個人が主体になる。メディア企業においては専門職倫理に則り、個人が「言論・表現の自由」から派生してより善き選択を行える必要がある。現在の日本の放送制度における「法定システム」「自主システム」の二つのシステムは、放送事業者にとって制度設計上で十分とは言えないながらも「国家からの自由」を維持する努力がされている一方で、メディア企業における専門職の内部的自由<sup>48</sup>も十分に確保できているとはいいがたい。倫理は法律でも市場でも代替が難しく、人材に依拠する制御資源であることから、放送倫理に加えて専門職倫理も独立した綱領として放送制度における二つのシステムの中に位置付けられる必要があるだろう。そして民間放送事業者で働く専門職個人に対しては、フレームワークを通じた意思決定プロセスのトレーニングとフィードバックを積み重ねることで、実務上での倫理的課題に対し、単に社会との調整で出来上がった「自主規制」を行うのではなく、専門職倫理に基づいた「より善き選択」が行えるよう日頃から備えておく必要があると考える。

---

45 Babcock, and Freivogel 2015, p. 679.

46 Christians 2008, p 74-75. を参照。

47 Babcock, and Freivogel 2015, p. 679.

48 本論では「内部的自由とは、マス・メディア企業に所属するジャーナリストがその企業に対して要求しうる様々な精神的自由の総称」とする大石 (2004) の定義に準ずる (大石 2004, 65 頁)。

## 参考文献

- Babcock, W. A. ed. (2015), *The SAGE guide to key issues in mass media ethics and law Volume 2*, California: SAGE Publications.
- Calabretta, G., Durisin, B., & Ogliengo, M. (2011), Uncovering the intellectual structure of research in business ethics: A journey through the history, the classics, and the pillars of *Journal of Business Ethics*, *Journal of Business ethics*, Vol. 104 issue4, December, 499–524.
- Christians, C. G. (2008), Trust and a New Ethics, 『ジャーナリズム&メディア (日本大学法学部新聞学研究所)』第1号, 2008年3月, 69–81頁。
- Christians, C. G., M. Fackler, K. B. Mckee, P. J. Kreshel, and R. H. Woods Jr (2009), *Media Ethics Cases and Moral Reasoning Eighth Edition*, New York: Pearson Education.
- Christians, C. G., M. Fackler, K. B. Richardson, and P. J. Kreshel (2020), *Media Ethics Cases and Moral Reasoning Eleventh Edition*, New York: Routledge.
- DeGeorge, R. T. (1989), *Business Ethics, third edition*, New York: Macmillan Publishing (永安幸正・山田經三監訳 (1995) 『ビジネス・エシックス—グローバル経済の倫理的要請—』明石書店)。
- DeGeorge, R. T. (2010), *Business Ethics, seventh edition*, New Jersey: Prentice Hall.
- Hall, R. H. (1968), Professionalization and Bureaucratization, *American Sociological Review*, Vol. 3 No.1, 92–104.
- Siebert, F. S, T. A. Peterson, and W. Schramm (1953), *Four Theories of the Press*, Illinois: University of Illinois Press (内川芳美訳 (1953) 『マス・コミの自由に関する四理論』東京創元新社)。
- The Commission on Freedom of the Press (1947), *A Free and Responsible Press, A General Report on Mass Communication: Newspapers, Radio, Motion Pictures, Magazines, and Books*, Chicago: The University of Chicago Press. (渡辺武達訳 (2008) 『自由で責任あるメディア 米国プレスの自由調査委員会報告書』論創社)。
- 石村善治 (1964) 「言論の自由とマス・メディアの『自主規制』」『福岡大学創立三十年記念論文集 法学編』, 1–35頁。
- 岩本貞明 (2004) 「日本テレビ視聴率『買収』事件を問う」『沖縄大学地域研究所所報』 Vol. 31, 187–198頁。
- 江尻進 (1968) 「プロフェッションとしてのジャーナリスト」『コミュニケーション研究』第2号, 29–55頁。
- 大石泰彦 (2004) 『メディアの法と倫理』嵯峨野書院。
- 佐藤慶幸 (1971) 「プロフェッションの組織論的アプローチ」『社会学年誌』早稲田大学社会学会, 第12号, 1971年, 112–153頁。
- 清水秀夫 (2009) 『表現の自由と第三者機関 透明性と説明責任のために』小学館。
- 鈴木秀美 (2014) 「番組編集準則の現代的意味」『月刊民放』2014年11月号, 13–17頁。
- 鈴木秀美 (2017) 『放送と自由 (増補第2版)』信山社。



- 須藤春雄 (2007) 『『あるある』調査報告書を読み解く～制作費の流れと捏造の背景～』『放送レポート』207号, 2-6頁。
- 竹内洋 (1971) 「専門職の社会学—専門職の概念—」『ソシオロジ』第16巻3号, 45-66頁。
- 塚本晴二郎 (2010) 『ジャーナリズム倫理学試論—ジャーナリストの行為規範の研究—』南窓社。
- 塚本晴二郎 (2021) 『ジャーナリズムの規範理論』日本評論社。
- 津村修 (1987) 「職業社会学における『専門職』概念に関する考察」『名古屋大学社会学論集』第8号, 1987年, 32-51頁。
- 時井聡 (1988) 「専門職・専門職化 (Profession/Professionalization) 概念に関する一考察」『宮崎産業経営大学研究紀要』1巻1号, 19-31頁。
- 時井聡 (2002) 『専門職論再考』学文社。
- 丹羽俊夫 (2004) 「放送倫理基本綱領と効果」, 渡辺武達・松井茂記編『メディアの法理と社会的責任』ミネルヴァ書房, 276-302頁。
- 花田達朗 (1997) 「メディア制度の閉塞と倫理の召還」, 池田裕明・松井修視・山下義昭吉居秀樹編『法と情報』信山社, 141-162頁。
- 花田達朗 (2018) 「ジャーナリズムを経済的にどう支えるか—2011年度税制改正大綱への疑問とともに—」『花田達朗ジャーナリズムコレクション第2巻 ジャーナリズムの実践—主体・活動と倫理・教育2 (2011~2017年)』, 14-22頁。
- 原口和久 (1998) 『メディアの始末記 TBS ビデオ問題』新風舎。
- 別府三奈子 (2006) 『ジャーナリズムの起源』世界思想社。
- 三宅弘・小町谷育子 (2016) 『BPO と放送の自由 決定事例からみる人権救済と放送倫理』日本評論社。
- 村上聖一 (2010) 「民放ネットワークをめぐる議論の変遷～発足の経緯, 地域放送との関係, 多メディア化の中での将来～」『NHK 放送文化研究所年報 2010』, 30頁。
- 山口厚江 (2007) 「専門職倫理と企業倫理」『作新経営論集』第16号, 169-188頁。
- 山田健太 (2021) 『ジャーナリズムの倫理』勁草書房。
- 渡辺武達 (2004a) 「メディアの倫理と社会的責任」, 渡辺武達・松井茂記編『メディアの法理と社会的責任』ミネルヴァ書房, 156-181頁。
- 渡辺武達 (2004b) 「メディア倫理の社会的パラダイム—米・英・日の原初の検討から—」『同志社メディア・コミュニケーション研究』創刊号, 2004年3月, 6-57頁。
- 東京大学新聞研究所編 (1983) 『テレビ・ローカル放送の実態 [岩手県の場合]』東京大学出版会
- 社団法人日本民間放送連盟 (2004) 『民放連 放送基準解説書 2004』社団法人日本民間放送連盟。
- 社団法人日本民間放送連盟 (2021) 『放送倫理手帳 2021』社団法人日本民間放送連盟。
- 日本放送協会 (1998). 「日本放送協会番組基準」.NHK. <https://www.nhk.or.jp/info/pr/kijun/> (閲覧日: 2022年5月28日)
- NHK・日本民間放送連盟 (1996). 「参考資料 放送倫理基本綱領」.BPO 放送倫理・番組向上機構. [https://www.bpo.gr.jp/?page\\_id=1299/](https://www.bpo.gr.jp/?page_id=1299/) (閲覧日: 2022年5月28日)
- 日本新聞協会 (2000). 「倫理綱領 新聞倫理綱領」.日本新聞協会. <https://www.pressnet.or.jp/outline/ethics/> (閲覧日: 2022年5月28日)
- 総務省 (2009). 「日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定) 分類項目名」.総務省。

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shokgyou/kou\\_h21.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/kou_h21.htm)

(閲覧日：2022年5月28日)

International Labour Organization (ILO) (2008), *ISCO-08 Volume 1, International Standard Classification of Occupations Structure, group definitions and correspondence table*. (総務省政策統括官(統計基準担当)付訳(2011).『国際標準職業分類(ISCO)2008年改定版(仮訳)』.総務省. [https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shokgyou/](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/)). (閲覧日：2022年5月28日)